

評価基準

評価項目			評価の着目点				配点
					判断基準		
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 過去10年間に同種業務の実績がある。 ② 過去10年間に類似業務の実績がある。 上記に加えて、都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob事業）において、過去に☆☆又は☆の評価を得た業務実績（都市防災計画関係業務）がある場合に評価する。 なお、同種又は類似の業務実績が無い場合は加点しない。	5点	
		資格・実績等	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	以下の順位で評価する。 ① 技術士資格（総合技術管理部門又は建設部門（都市及び地方計画））、工学博士（都市計画及び地方計画に関する分野）を有する。 ② RCCM（都市計画及び地方計画）を有する。 なお、上記以外の場合は加点しない。
予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	担当技術者			以下の順位で評価する。 ① 技術士資格（総合技術管理部門又は建設部門（都市及び地方計画））、工学博士（都市計画及び地方計画に関する分野）を有する。 ② RCCM（都市計画及び地方計画）を有する。 なお、上記以外の場合は加点しない。		
		管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 過去10年間に同種業務の実績がある。 ② 過去10年間に類似業務の実績がある。 上記に加えて、都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob事業）において、過去に☆☆又は☆の評価を得た業務実績（都市防災計画関係業務）がある場合に評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、同種又は類似の業務実績が無い場合は加点しない。	
		担当技術者			下記の順位で評価する。 ① 過去10年間に同種業務の実績がある。 ② 過去10年間に類似業務の実績がある。 上記に加えて、都市計画コンサルタント優良業務登録事業（ejob事業）において、過去に☆☆又は☆の評価を得た業務実績（都市防災計画関係業務）がある場合に評価する。 ただし、照査技術者として従事した業務は除く。 なお、同種又は類似の業務実績が無い場合は加点しない。		
実施方針・実施フロー・工程表・その他			業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	30点	
			実施方針		業務実施手順に示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		
					業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
		論理的、合理的視点で課題を解決するために新しい価値やアイデアを企画・提案できていると考えられる場合に優位に評価する。	
		多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能と考えられる場合に優位に評価する。	
特定テーマに対する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	40点
		必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。	
		事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	
		住民・事業者・行政等多様な視点から問題点や利害特質等が把握・分析されていると考えられる場合に優位に評価する。	
		多様な視点から課題に対応し、実現化へ導いていくことが可能と考えられる場合に優位に評価する。	
	独創性	論理的、合理的視点で課題を解決するために新しい価値やアイデアを企画・提案できていると考えられる場合に優位に評価する。	
その他	社会貢献活動等に係る認証等の有無	下記の承認・認定を受けている場合に評価し、複数の認証・認定があれば加点する。 ① ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 ② 消防団協力事業所の認定 ③ 高齢者活躍宣言事業所の認定 ④ 健康経営優良法人の認定 ⑤ 外国人材活躍宣言事業所の認定 ⑥ 企業のCSR活動表彰	5点
			100点

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高いものを受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は800点とする。（評価委員1人あたりの点数100点×評価委員8人）
- 3 各評価委員の採点の合計点480点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「特定テーマに対する技術提案」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)も同点の場合は、評価項目「実施方針・実施フロー・工程表・その他」が高い者を上位とする。